令和7年10月24日 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 植田 亨

1 当該招請の主旨

本作業については、既に運用している多機能型地震観測装置の衛星アンテナの取付調整を行う ものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、 参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な当該装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。 なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 衛星アンテナ(沖縄城辺観測局他)の取付調整
- (2)業務内容 多機能型地震観測装置に設置する衛星アンテナの運搬・搬入、取付、付帯作業、衛星通信機器等の動作確認及び旧機器撤去を行うものである。
- (3)履行期限 令和8年3月19日(木)

3 業務目的

多機能型地震観測装置は、地震動、震度、長周期地震動階級を観測し、気象庁が大規模地震発生時等の防災・復旧体制の立ち上がりに用いられる緊急地震速報をはじめとする地震・津波に関する警報・情報及び南海トラフ地震に関連する情報等(以下「緊急地震速報等」という)を発表するために必要な重要な装置である。

本機器は、地上通信回線等の大規模通信障害発生時においても衛星通信回線サービスを活用することで安定した地震観測業務等を継続し、緊急地震速報等を的確に発表することを目的として設置しているが、衛星アンテナの老朽化が進んでいることから、継続して利用できるよう衛星アンテナの取付調整を行うものである。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土 交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2)技術力に関する要件

多機能型地震観測装置が、多くの防災機関の地震発生時の重要な初動対応に利用されている 重要な機器であることを理解し、これらの提供業務に支障を与えないように作業を行える技術 を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

既存装置等の性能・機能の仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような部品交換、修繕を行う設備を有すること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 沖縄気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本作業以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 沖縄気象台の許可を受けた場合を除き、本作業の成果物を他に流用してはならない。
- (5)業務執行体制に関する要件

完了期限までに取付調整作業を完了する体制を有するとともに、当該業務終了後に発生した 不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6)業務実績に関する要件

地震の規模や震源の位置を観測する装置の製作又は点検調整の実績があること。

(7) その他

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する 権利を有していること、若しくは許可を得られること。

5 手続き

- (1) 問い合わせ先
 - ①沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 沖縄気象台会計課第一契約係電話 098-917-7951
- (2) 説明書の交付期間、場所

令和7年10月24日から令和7年11月13日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年11月14日 17時まで (1)に同じ 持参、郵送(書留郵便に限る)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は公募説明書による。